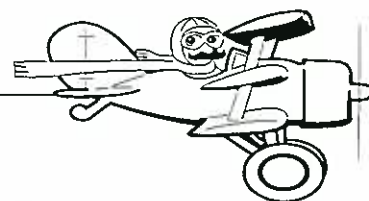


経営者のための生命保険講座 第109回

今回のテーマ

生命保険を活用した相続対策



生命保険を活用した『相続対策』につきましては、既に皆様ご存知でいらっしゃると思いますが改めて確認してみたいと思います。今回は「非課税枠活用プラン」です。

<目的>……相続税法12条①五に定める生命保険の非課税枠を活用し、万一の時に遺族に現金を残すため。

<非課税枠>

◎相続時に取得した保険金が次の計算式で算出した額以下である場合、相続人が取得した保険金全額が非課税になります。

$500\text{万円} \times \text{法定相続人(相続放棄した人数も含める)} = \text{保険金の非課税限度}$

	生命保険加入無し	現金3,600万円で保険金6,000万円の生命保険に加入した場合 (相続人・妻、子供2人)
(相続財産)		
自宅その他不動産	36,000万円	36,000万円
現金預金	4,000万円	400万円
保険金	—	6,000万円
保険金非課税額	—	▲1,500万円
課税価格	40,000万円	40,900万円
相続税(*)	4,320万円	4,477万円
(納税資金)		
現金預金	4,000万円	400万円
保険金	—	6,000万円
納税資金合計 (A)	4,000万円	6,400万円
相続税(*) (B)	4,320万円	4,477万円
資金過不足 (A)－(B)	▲320万円	1,923万円

上記表で確認出来るとおり、生命保険金には非課税枠が存在します。現預金でも相続税の納税資金は準備出来ますが、生命保険の非課税枠を活用しない手はありません。納税資金を効率的に準備するのであれば生命保険が最適と言えます。

具体的なお相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

担当:西丸保幸